

平成15年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「洋傘」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成15年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「洋傘」について、同法の雑貨工業品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、雨傘10銘柄、日傘6銘柄、晴雨兼用4銘柄、ビーチパラソル1銘柄及びガーデンパラソル1銘柄、計22銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果は、22銘柄中10銘柄が雑貨工業品品質表示規程に不適合でした。

その内訳は、傘の生地に関するものが7銘柄、親骨の長さに関するものが4銘柄、表示者名の表示に関するものが2銘柄でした。

不適合内容は次の表のとおりです。

不適合内容		銘柄数 (内訳)注1	
生地組成に関するもの	・刺しゅう糸の全体に対する混用率が5パーセントを超えているにもかかわらず表示がなかった(注2)	(2)	7
	・刺しゅう糸の組成表示が誤っていた。	(1)	
	・刺しゅう糸の一部を表示していなかった。	(1)	
	・生地の混用率が誤差の許容範囲を超えていた。	(1)	
	・生地の混用率表示がなかった。	(1)	
	・繊維の名称に指定用語を用いていなかった。	(1)	
	・繊維の名称が下げ札と縫い付けラベルで異なっていた。	(1)	
・分離表示において、部位を示す名称が欠落していた。	(2)		
・親骨の長さの表示値の許容範囲(プラスマイナス5mm)を超えていた。		(4)	4
・表示者名が正式名称でなかった。		(1)	2
・表示者の住所が誤っていた。		(1)	

(注1) 銘柄数は、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

(注2) 繊維製品品質表示規程第7条第2項で、「装飾、補強又は縁取り等特定の部分の効用を増すために使用された糸又は生地であって、その組成繊維の全体に対する混用率が5パーセント以下のものについては、これを組成繊維から除いて混用率を算定できる。(抜粋)」としており、5パーセントを超える場合は、これらの組成繊維を表示する必要があります。洋傘で特定の部分の効用を増すために使用された糸又は生地に該当するものとしては、刺しゅう糸、縁飾りなどが挙げられます。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について徴収を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。